

新型コロナウイルス対策とRCEP締結 : 2020年のASEAN

著者	鈴木 早苗
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジア動向年報
雑誌名	アジア動向年報 2021年版
ページ	177-190
発行年	2021
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00052140

2020年の

ASEAN

東南アジア諸国連合

加盟国 ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、
マレーシア、ミャンマー、フィリピン、
シンガポール、タイ、ベトナム
事務局 ジャカルタ

事務総長 リム・ジョク・ホイ(2018~2022年)
議長国 ベトナム(2020年)
公式言語 英語
会計年度 1月~12月



新型コロナウイルス対策と RCEP 締結

すずき さなえ
鈴木 早苗

概 況

2020年のASEANは、新型コロナウイルス対策に忙殺された1年となった。既存の枠組みを活用し情報共有に努めるとともに、新型コロナウイルス対応基金など新たな制度を設置した。他方、2025年を目処とするASEAN共同体の構築に向けて、青写真の中間評価が実施された。

政治安全保障分野では、新型コロナウイルスの影響もあり、南シナ海問題における「行動規範」の策定作業が遅延するなか、アメリカが関与の姿勢をより明確化したことで中国の反発を招くなど、さらに緊張が高まった。

経済分野では、連結性マスタープランの中間評価が発表された。域外関係では、交渉を続けてきた地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が15カ国の間でついに締結され、アジアにメガ自由貿易協定(FTA)が誕生した。

政治安全保障協力

新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス感染症の発生と拡大を受け、2020年のASEANの会議は一部の例外を除き、ほぼすべてオンラインのビデオ会議で開催された。新型コロナウイルス対策を策定するため、首脳会議の準備会合である調整理事会(ACC)に、公衆衛生緊急事態に関する作業部会が設置された。作業部会が首脳会議主導の対策立案を一元的に担うとともに、各閣僚会議も管轄分野につき、注意喚起や問題の共有などを行った。ASEANの対策の特徴は、第1に、新型コロナウイルスの蔓延は経済危機に直結するとの認識のもと、供給連鎖(サプライチェーン)の維持・強化に重点が置かれたこと、第2に、既存の枠組みを積極的に活用しようとしたこと、第3に、域外国、とくに日本、中国、韓国との連携が目立ったこと、

に集約される。

2020年2月、首脳レベルで「新型コロナウイルス感染症拡大に対するASEANの取り組み」が発表された。そこでは、経済活動維持のため国境の閉鎖は行わないこと、食糧・医療品など感染対策に必要な不可欠な物品のサプライチェーンを維持すること、そして、誤情報拡散への対策強化を含む情報共有に取り組むことなどが掲げられた。4月の特別首脳会議は、経済大臣会議に対し、サプライチェーンを維持するための施策を検討するよう指示した。経済大臣会議が策定した施策は、6月の第36回首脳会議で「新型コロナウイルスに対応する経済協力およびサプライチェーン連結性の強化についてのハノイ計画」として発表された。この首脳会議の議長声明は、サプライチェーンへの悪影響、貿易・投資の縮小、金融市場の脆弱化加速、失業の増加、格差拡大など、経済危機への懸念を表明した。

ハノイ計画に基づき、11月の第37回首脳会議で発表された「包括的回復枠組み」では、今回の危機を1997年のアジア通貨危機、2008年のリーマンショックと並ぶ経済危機であるという認識が再度確認された。そして回復のための戦略として、医療体制の充実や食糧の確保、社会的弱者の保護とともに、人的資本の高度化、デジタル化への対応などASEAN域内市場の潜在性を最大化し、経済統合を深化することを掲げた。

感染状況や対策に関する加盟国間の情報共有については、4月の特別首脳会議において、既存のメカニズムを活用するよう指示が出された。既存のメカニズムとは、2003年の重症急性呼吸器症候群(SARS)や2009年の鳥インフルエンザ(H1N1)の発生を受けて設置されたもので、たとえば、ASEAN緊急オペレーション・センター・ネットワーク(ASEAN Emergency Operations Centre [EOC] Network)は加盟国間だけでなく、日中韓とも感染状況や予防、対策について情報共有を実施した。ASEAN バイオディアスポラ・バーチャル・センター(ASEAN BioDiaspora Virtual Center)はASEAN事務局ホームページに感染状況を随時更新するなど情報共有に努めた。

また、4月の特別首脳会議で、ASEAN新型コロナウイルス対応基金(COVID-19 ASEAN Response Fund)の設置が提案され、6月の首脳会議で合意された。基金設立にあたっては、ASEAN開発基金、ASEAN+3基金、日中韓との二国間基金など既存の基金を流用する形で運用されることになった。11月時点までに、韓国(500万ドル)、日本(100万ドル)、中国(ほかの対策プログラムと合わせて500万ドル)、シンガポール、ベトナム、タイがそれぞれ10万ドル、そしてオーストラリ

アやイギリスなどが支援を表明した結果、この基金には総額1000万ドルが集まった。

将来的な感染症の発生や拡大に向けて、新たな制度も構築された。まず、ASEAN 公衆衛生緊急事態のための医療品備蓄(ASEAN Regional Reserve of Medical Supplies for Public Health Emergencies)が設置されることになった。ただし、備蓄場所を新たに設置するのではなく、加盟各国が備蓄を自発的に進めるというものである。また、ASEAN 公衆衛生緊急事態・感染症対策センター(ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases : ACPHEED)を設置することも合意された。センター設置のため、日本とオーストラリアからそれぞれ5000万米ドル、2100万オーストラリアドルの支援が約束された。設置場所は未定だが、2020年末時点でタイとインドネシアが誘致に意欲を示している。

新型コロナウイルス対策の第3の特徴である域外国との積極的な連携では、ASEAN+3の活用が注目される。ASEAN+3はSARS発生時に協力をしており、適切な枠組みとして認知されていたことが、今回の取り組みにもつながったと考えられる。2月の準備会合に続き、4月、ASEANの会議と同時開催でASEAN+3特別首脳会議および保健大臣会議が開かれ、ASEAN+3緊急オペレーション・センター・ネットワークや医療品備蓄の設置が検討された。5月から6月にかけて、ASEAN+3疫学専門家の会合(ASEAN Plus Three Field Epidemiology Training Network)が数回開かれ、感染状況や対策の情報共有を実施した。6月のASEAN+3経済大臣会議は、「新型コロナウイルスの経済的打撃緩和に関する行動計画」を採択した。

日本、中国、韓国は個別にもASEANへの支援を行った。中国の対応が最も早く、2月にASEAN EOC ネットワークの会合に中国の公衆衛生担当者が参加し、医療体制などに対する情報を交換するとともに、中国側から中・ASEAN緊急対策ネットワークの創設が提案された。また、ラオスの首都ビエンチャンで中・ASEAN特別外相会議が例外的に対面で開かれ、医療従事者の派遣などが合意された。ここでも中国は、公衆衛生緊急事態体制の構築や伝染病防止センターの設置を提案した。このほか中国は、ASEAN事務局にマスクや消毒剤を提供するとともに、シンガポール、ブルネイ、ベトナムを除くASEAN7カ国に医療品を支援し、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、カンボジアには医療専門家を派遣した。日本はACPHEED設置に財政的支援を表明したほか、経済大臣会議で、既存の日・ASEAN経済関係の強化を図り、情報共有や人材育成の面で

協力を確認した。韓国も ASEAN 事務局に検査キットなどを提供した。

一方、アメリカも支援を実施した。3月、医療従事者の育成や検査体制の強化について ASEAN 諸国に対し、1830万ドルの支援を発表した。4月には、ACCの公衆衛生緊急事態に関する作業部会とアメリカ側の担当者がビデオ会議で協議している。続いて、米・ASEAN 特別外相会議が開かれ、医療従事者の能力開発や中小企業支援などの協力で合意した。ここで、アメリカはさらに加盟各国に合計で3530万ドルの支援を表明した。この外相会議では、会議後に発表する声明の内容について、対中非難を展開したいアメリカに対し、ASEAN 諸国が躊躇するなど、対立があったとされる。このことから、アメリカの財政支援は、ASEAN への協力を積極的に実施する中国に対抗する側面もあったと考えられる。

南シナ海問題

中国と ASEAN は2002年の「南シナ海における関係諸国行動宣言」(DOC)を格上げして、「行動規範」(COC)を策定すべく協議を続けている。しかし、新型コロナウイルスの影響で対面での会議開催が困難となり、2020年の策定作業は事実上中断した。一方、2019年に続き、中国漁船や調査船が南シナ海沿岸国の排他的経済水域 (EEZ) に侵入するなどの対立があり、この地域の緊張はますます高まっている。これを受けて2つの新たな動きがあった。

第1に、中国がベトナムやフィリピンだけでなく、マレーシアやインドネシアとも衝突することが多くなった。2019年末から2020年初めにかけて、インドネシアの領土であるナトゥナ島の EEZ に中国漁船が中国海警局の護衛を伴ってたびたび侵入し、インドネシア政府は抗議した。4月には、中国の調査船がベトナムおよびマレーシアの EEZ 内に侵入している。中国の行動は、南シナ海に点在する島、岩礁等に建造物を建築するなど、実効支配を加速させるものから、沿岸国の EEZ 内に侵入するものに発展している。そのため、領有権係争国でなかったインドネシアも事実上の当事国になりつつある。

この問題に関連して第2に、これらの ASEAN 諸国およびアメリカが、国連海洋法条約 (UNCLOS) の積極的活用を唱え始めた。2016年、フィリピンの要請を受けて、常設仲裁裁判所は、中国が埋め立てを進めている島や岩礁のほとんどは EEZ や大陸棚を主張する根拠とならず、中国の行為が UNCLOS に違反するとの見解を示した。2020年には、インドネシアやアメリカがこの仲裁裁判所の判決を正式に支持するなど、UNCLOS の尊重を唱え始めた。2019年12月、マレーシア

が国連に南シナ海での大陸棚延長を申請した。中国はマレーシアの行動に反発し、国連事務総長に口上書を提出した。これを受けて ASEAN 諸国はそれぞれ中国を批判する口上書を国連に提出している。このうち、2020年5月にインドネシアが提出した口上書は2016年の仲裁裁判所の判決を支持し、中国の主張の違法性を訴えた。6月にはアメリカも口上書を提出し、中国の主張には国際法上の根拠がないと表明した。さらに7月、ポンペオ米国務長官が2016年の仲裁裁判所の判決を支持する声明を発表している。

以上の流れを受け、ASEAN 主要会議の声明において UNCLOS の位置付けに変化がみられた。とくに2つの文言が注目される。ひとつは、2020年1月の非公式外相会議で初めて登場した「UNCLOS は海洋の主権を決定する基礎である」(the 1982 UNCLOS is the basis for determining maritime entitlements, sovereign rights, jurisdiction and legitimate interests over maritime zones)との文言で、6月と11月の首脳会議の声明にもみられる。しかし、9月の外相会議では採用されていない。首脳会議の声明案作成には、議長国のベトナムが主体的に関わった可能性が指摘されており、この文言はベトナムの意向を反映したものと考えられる。

もうひとつは、2020年6月の首脳会議で表明された「UNCLOS は海洋で展開されるすべての活動に法的枠組みを提供する」(the 1982 UNCLOS sets out the legal framework within which all activities in the oceans and seas must be carried out)との文言である。この文言自体は、海洋資源の持続可能な活用と協力を求めた2019年12月の国連総会決議にすでにみられる。2020年6月の首脳会議ではこの文言を南シナ海の領有権問題に適用したようにみえるが、9月の外相会議では、国連決議に触れながら海洋協力の項目に移された。11月の首脳会議では、海洋協力と南シナ海の項目それぞれにこの2つの文言が挿入された。ここでも議長国ベトナムの意向が垣間みえる。とくに、主権と UNCLOS の関係に触れた第1の文言については、2021年以降の文書で踏襲されるかが注目される。

ASEAN 共同体の進捗状況

ASEAN 共同体の青写真(Blueprint)に示された行動計画の中間評価が、2020年11月に発表された。2003年に掲げられた ASEAN 共同体は政治安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の3つから成り、それぞれの共同体について2009年に最初の青写真が発表され、その構築作業が始まった。2015年にはひとつの節目を迎え、2025年までの目標と計画を盛り込んだ新たな青写真が発表された(鈴木

早苗編『ASEAN 共同体—政治安全保障・経済・社会文化』アジア経済研究所、2016年 参照)。2020年はその中間の年となり、政治安全保障共同体と社会文化共同体の中間評価がなされた。なお、経済共同体の青写真の中間評価は2021年に発表が持ち越された。

まず、政治安全保障共同体については、青写真で掲げられた4つの目標(ルールに基づく人びと中心の共同体、平和で安全かつ安定的地域、ダイナミックで外向的な地域におけるASEANの中心性、ASEANの組織能力の強化)に関連する290の行動計画のうち、96%が実施済みとされた。未実施の計画のなかには最初の青写真に盛り込まれているものもあり、実施が困難な計画が存在することを示している。一方で、計画実施の有無をどう評価するかという問題も提示された。たとえば、東南アジア地域の平和と安全に脅威となる事態に前・現・次期議長国が共同で対処するASEAN トロイカは発動事例がないため、未実施という評価になる。しかしこれは、発動の必要性がないことを示すものであり、むしろ地域の平和と安全が保たれていることの証左ではないかとの指摘がなされた。また今後の課題として、協力関係を構築する域外国を増やすことでASEANをハブとしたネットワークを強化すること、越境犯罪など複数の閣僚会議が関与する問題領域において政策調整を強化することなどが挙げられた。

次に、社会文化共同体については、当初の行動計画数977のうち13がキャンセルとなり、残り964の計画の71.8%が実施に移され、うち24.8%が完了した。ASEAN 生物多様性センター(ASEAN Centre for Biodiversity)のような組織がある問題領域では計画をスムーズに実施しやすい。一方で、加盟各国の代表から成る高級事務レベル会合など、政府間協力を通じて計画を実行する問題領域では実行率が低いとの評価が下された。そのため、各分野で計画実施を担う組織を設置する必要性が指摘された。

2020年11月の首脳会議で、「ASEAN アイデンティティの解説」(The Narrative of ASEAN Identity)が発表された。この文書は、ASEAN 共同体の構築のためにはASEAN 域内に住む人びとが共同体の一員であるとの認識をもつことが重要であるとし、人びとがASEANの政策の実施に積極的にかかわることでそうした共同体意識が生まれると説く。しかし他方で、域内の市民社会団体が求めているような、ASEANの政策策定に人びとが参加することは念頭に置かれていない。さらに同文書は、域外アクターがASEAN 共同体の重要性を評価することもASEAN アイデンティティの確立に寄与すると主張する。つまり、本来、共同体内部のア

クターが取り組むべき共同体意識の醸成が、外部アクターの認知向上によっても促進されるとの発想が示されたといえる。これは、ASEAN という地域機構が国連などの外部アクターによってその知名度を上げてきたことと符合する興味深い発想である一方で、域内の人びとの共同体意識の向上に寄与するかは疑問が残る。

また、2025年が共同体構築の次の節目になることから、11月の首脳会議では、ハイレベルタスクフォースが設置され、2025年以降のビジョンの策定が指示された。したがって、2025年以降も ASEAN 共同体の構築プロセスは続いていく。

経 済 協 力

域内経済状況と経済統合の進捗状況

2019年は順調に経済成長を遂げた ASEAN 地域だったが、2020年は新型コロナウイルスの影響により経済は大きく落ち込むと見られている。2020年8月の経済大臣会議の発表によると、2019年の ASEAN 地域の経済成長率は4.6%だった。貿易額は前年度から0.3%減の2兆8150億ドルであり、このうち域内貿易が22.5%と最も多く、中国(18%)、アメリカ(10.5%)、EU(10%)との貿易が上位を占めている。投資については、4.9%増の1600億ドルとなった。一方2020年については、新型コロナウイルスの影響で経済成長率は鈍化し、貿易・投資ともに縮小を余儀なくされるとの見解が示された。

2020年11月に発表された ASEAN Economic Integration Briefによると、2020年上半期の貿易は前年同期比で12.4%の落ち込みがみられた。とくに、石油、製造業、自動車産業における需要の落ち込みが大きかった。シンガポール、タイ、マレーシアで貿易額が減少する一方、ブルネイとミャンマーは若干だが増加を記録している。外国直接投資の流入は32.9%減で、2019年上半期の810億ドルから、540億ドルに落ち込んだ。とくに、シンガポールへの投資の減少が顕著であり、続いて、インドネシア、マレーシアとなっている。それに対し、ブルネイ、ラオスには投資の増加傾向がみられる。

経済協力の成果として、9月20日、物品貿易において全加盟国で自己証明制度が完全に実施に移された。自己証明制度は、原産地証明手続きを簡略化するために導入された制度で、認可された輸出業者が ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)の特恵関税の適用を受けることができる。また、11月20日、カンボジア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナムの6カ国の間で、ASEAN 税関貨物通

過システム(ACTS)の運用が始まるなど、通関手続きの簡略化が加速した。投資の分野では、ASEAN 包括的投資協定(ACIA)の第4議定書が締結され、投資家の自由な投資活動を妨げる特定措置の履行要求(パフォーマンス要求)の禁止が確約された。この成果は、WTOの貿易関連投資措置協定(TRIMs)を上回る協力(TRIMs プラス)のひとつとして評価される。

このほか、6月の首脳会議で人的資本の発展のための宣言が発表された。会議では、包括的・持続的成長のためには労働力の質的向上が不可欠との認識が示され、技術・職業教育訓練(Technical and Vocational Education and Training : TVET)理事会の設置で合意した。この理事会は教育、労働関係の大臣が参加する予定であり、ここでも閣僚会議間の政策調整が課題となる。6月の宣言を受けて、11月の首脳会議ではロードマップが示され、生涯教育、教育の機会拡大、雇用条件の改善、競争の向上など、TVETの具体的な行動計画が示された。

ASEAN 連結性マスタープラン2025の中間評価

ASEAN 共同体の中間評価と合わせ、ASEAN 連結性マスタープランについても中間評価がなされた。ASEAN 連結性とは、道路や鉄道、電力網などの物理的なつながり、国境手続きの円滑化などを通じた制度的つながり、人の往来の活発化など人的つながりを強化するための構想で、2010年に第1の、2016年に第2のマスタープランが発表された。第2マスタープランでは、5つの分野で15の戦略を定めている。

中間評価によれば、全15戦略のうち、インフラ整備、中小企業支援、デジタル金融サービス、職業訓練教育、非関税障壁の撤廃などの12戦略は実施段階に入っているが、サプライチェーンの質的向上、観光振興、ビザ手続き緩和の3戦略はまだ計画段階にある。ビザ手続き緩和については戦略そのものが再検討されることになった。主な課題として、連結性マスタープランと各閣僚会議が進める行動計画との整合性を高める必要があること、加盟各国が履行を加速することなどが示された。域外国との関係においては、連結性プロジェクトへの援助と二国間援助との間で優先順位の齟齬がある点などを踏まえ、多岐にわたる取り組みの交通整理を図ることなどが示された。ASEAN 事務局内の担当部局の機能強化も提言された。連結性プロジェクトは、首脳会議主導の連結性調整理事会がその実施やモニタリング機能を担ってきた。事務局の役割強化などはその延長線上にとらえられるものの、実施にあたっては関連する閣僚会議の参画や加盟各国の国内実施

が欠かせないため、政策調整や連携の重要性が改めて指摘されたといえる。

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の締結

2020年11月、長く交渉が続いていた RCEP(旧日本語訳は東アジア地域包括的経済連携協定)がようやく妥結し、全 ASEAN 加盟国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15カ国が署名した。2011年に ASEAN が提案し、2013年に交渉が始まって7年、世界の GDP の3割を占めるアジアを代表するメガ FTA が誕生したといえる。RCEP は、ASEAN 6 カ国と域外3カ国の批准をもって発効する。

交渉の最終段階では、日本やオーストラリアを中心に、2019年末に離脱を表明したインドの参加の可能性が最後まで探られたが、最終的に参加は実現しなかった。ASEAN 諸国はインド参加の有無に関係なく年内妥結を主張した。そうした ASEAN と、インド参加を望む日本やオーストラリアとの妥協の産物として、インドは RCEP 発効後、いつでも交渉を開始できるとする文書が手交された。

RCEP 締結の最大の成果は統一の原産地規則の策定にある。既存の ASEAN 自由貿易地域(AFTA)や ASEAN + 1 FTA と同様、付加価値の累積ルールが適用されるが、メガ FTA のため、累積可能な範囲は拡大すると期待される(早川和伸「RCEP の貿易創出効果—原産地規則の観点から」『アジ研ポリシー・ブリーフ』No. 141, 2021年2月1日)。また、既存の ASEAN + 1 FTA が対象としなかった分野や規則が含まれる。留保や例外、ルールの実効性に対する問題が指摘されてはいるものの、知的財産権の分野では、悪意ある商標出願の拒絶・取消の権限などが、また、投資分野ではパフォーマンス要求禁止の項目として技術移転要求やロイヤリティ規制が盛り込まれた。電子商取引では、データフリーフローの確保や、国内へのサーバー設置を強要するデータローカライゼーションの禁止を盛り込んだ。さらに、RCEP の実施・運用のための事務局を設置することが合意された。将来の締結国拡大やルールの深化に備え、組織的基盤を整える意図がみてとれる。

RCEP は、環太平洋パートナーシップ(TPP)の交渉がアメリカも参加する形で動き出したことに危機感をもち、ASEAN が提案した FTA である(助川成也「RCEP と日本の東アジアネットワーク」石川幸一・馬田啓一・清水一史編著『アジアの経済統合と保護主義』文眞堂、2019年、87~111ページ)。TPP は2017年にアメリカが脱退し、2018年に11カ国で環太平洋パートナーシップに関する包括的

および先進的な協定(TPP11/CPTPP)として署名され、同年末に発効した。ASEAN 諸国の一部(ブルネイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア)が加入する CPTPP に対し、RCEP は全 ASEAN 加盟国の参加が前提の ASEAN を母体とする FTA であり、その締結は ASEAN 協力の成果といえる。他方、非 ASEAN 諸国、とくに相互に FTA を締結していない日本、中国、韓国にとって、ASEAN を介して FTA に加入できた意義も大きい。また、TPP を離脱し、対中貿易紛争を展開するアメリカに対抗するかのようになり、中国は多国間の国際貿易ルール重視の姿勢をアピールしている。

RCEP はこの地域のサプライチェーンを強化する制度であり、その締結は注目すべき成果である。しかし、締結後には履行がある。タイでは農産品の輸出拡大が期待できると歓迎する声がかかれる一方、インドネシアでは競争の激化で労働集約型産業や通信技術関連産業への打撃を懸念する声もある。

2021年の課題

新型コロナウイルスへの対応では、SARS など過去の経験をもとに作られた既存の制度を活用して、感染状況や対策などの情報共有が積極的に行われたことは高く評価できる。ASEAN 新型コロナウイルス対応基金や、将来の緊急事態に向けた諸制度の設置も合意された。今後、そうした諸制度の実効性を高める必要があり、ASEAN の組織的な対応能力が試される。新型コロナウイルスの感染拡大を経済危機に直結すると捉え、経済統合の深化に取り組むことでこの危機を乗り越えようという方針も示された。国内制度の整備など、加盟各国はそのために必要な取り組みを加速させなければならない。

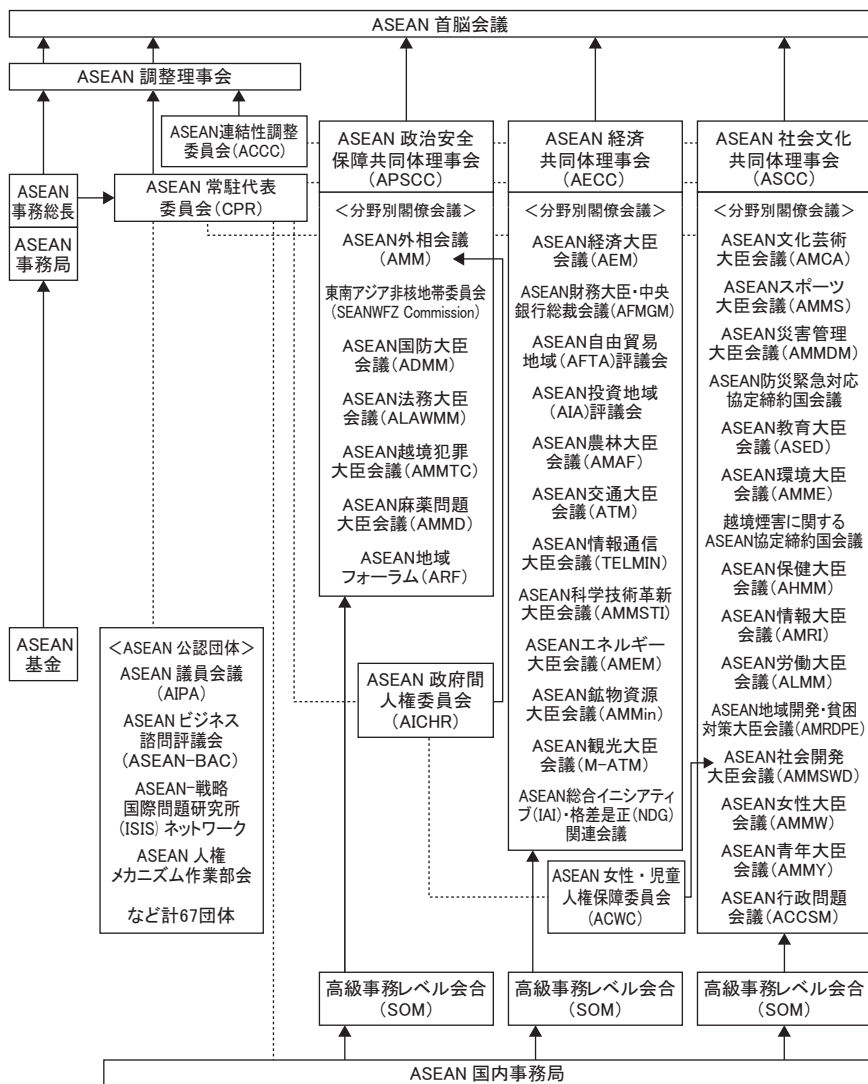
南シナ海では、米中間の対立が激化し、軍事的緊張が続いている。ASEAN としては、UNCLOS に基づく問題解決・鎮静化を引き続き訴えていくとともに、アメリカの積極姿勢をうまく利用しながら、行動規範の策定において中国との利害調整に取り組む必要がある。

ASEAN 共同体および連結性強化については、各分野の政策調整など組織的な課題が浮き彫りになった。協力の実効性を高めるために早期の対応が求められる。

(東京大学大学院総合文化研究科)

参考資料 ASEAN 2020年

① ASEAN の組織図 (2020年12月末現在)



→ 報告 調整

(出所) ASEAN 事務局ウェブサイトに基づき筆者作成。

② ASEAN 主要会議・関連会議の開催日程(2020年)

1月15日	第23回観光大臣会議(バンドルスリプガワン、～16日) ¹⁾
16日	非公式外相会議(ニャチャン〔ベトナム〕、～17日)
2月18日	第30回政府間人権委員会(ハノイ、～21日)
19日	非公式国防大臣会議(ハノイ)
20日	特別調整理事会(ビエンチャン)
	特別 ASEAN・中国外相会議(ビエンチャン)
3月10日	第26回非公式経済大臣会議(ダナン〔ベトナム〕)
4月7日	特別保健大臣会議(ビデオ会議) ¹⁾
9日	第25回調整理事会(ビデオ会議)
14日	特別首脳会議
	特別 ASEAN + 3 首脳会議(ビデオ会議)
20日	第29回 RCEP 交渉会合(ビデオ会議、～24日)
23日	特別 ASEAN・米外相会議(ビデオ会議)
29日	特別観光大臣会議(ビデオ会議、～30日) ¹⁾
30日	特別 ASEAN・米保健大臣会議(ビデオ会議)
5月14日	特別労働大臣会議(ビデオ会議)
15日	第30回 RCEP 交渉会合(ビデオ会議、～20日)
6月4日	特別経済大臣会議・ASEAN + 3 経済大臣会議(ビデオ会議)
9日	第31回政府間人権委員会(ビデオ会議、～10日)
10日	特別社会開発大臣会議(ビデオ会議)
17日	特別 ASEAN・ロシア外相会議(ビデオ会議)
23日	第23回社会文化共同体理事会
	第10回 RCEP 閣僚中間会合(ビデオ会議)
24日	第26回調整理事会
	第21回政治安全保障共同体理事会(ビデオ会議)
26日	第36回首脳会議(ビデオ会議)
30日	特別 ASEAN・豪外相会議(ビデオ会議)
7月9日	第31回 RCEP 交渉会合(ビデオ会議)
28日	第20回女性・児童人権保障委員会(ビデオ会議)
29日	特別 ASEAN・日経済大臣会議(AEM-METI) (ビデオ会議)
8月19日	特別地域開発・貧困対策大臣会議(ビデオ会議)
25日	第52回経済大臣会議(ビデオ会議) ¹⁾
	第8回 RCEP 大臣会合(ビデオ会議、～29日)
9月9日	第53回外相会議 ¹⁾
	第27回調整理事会
	第27回 ASEAN 地域フォーラム(ARF) (ビデオ会議、～12日)
18日	第23回 ASEAN + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議(ビデオ会議)
10月2日	第6回財務大臣・中央銀行総裁会議(ビデオ会議)
14日	第11回 RCEP 閣僚中間会合(ビデオ会議)
21日	第42回農林大臣会議(ビデオ会議) ¹⁾
22日	第9回文化芸術大臣会議(ビデオ会議) ¹⁾
28日	第26回労働大臣会議(ビデオ会議) ¹⁾
11月6日	第24回社会文化共同体理事会(ビデオ会議)
12日	第37回首脳会議 ²⁾
	第4回 RCEP 首脳会議(ビデオ会議、～15日)
18日	行政問題会議(ビデオ会議)
19日	第38回エネルギー大臣会議(ビデオ会議、～20日) ¹⁾
20日	第11回教育大臣会議(ビデオ会議)
24日	第26回交通大臣会議(ビデオ会議、～25日) ¹⁾
26日	第14回越境犯罪大臣会議(ビデオ会議)
27日	第8回災害管理大臣会議
	第9回防災緊急対応協定締約国会議(ビデオ会議)
	第17回 ASEAN・中国博覧会(南寧〔中国〕、ビデオ会議、～30日)
12月1日	第23回 ASEAN・EU 閣僚会議(ビデオ会議)
8日	第21回女性・児童人権保障委員会(ビデオ会議)
10日	第7回拡大国防大臣会議(ビデオ会議)

(注) 1) ASEAN + 3(日本、中国、韓国)、東アジアサミット(EAS)、ASEAN 諸国と域外対話国(ASEAN + 1)などとの閣僚会議を同時開催。

2) ASEAN + 3首脳会議、EAS、ASEAN + 1首脳会議を同時開催。

(出所) ① ASEAN 事務局ウェブサイト(<https://asean.org>)よりダウンロードした各閣僚会議・首脳会議の合意文書、②新聞報道などに基づき筆者作成。①～②は、開催日時に違いがある場合に参照する優先順位。

③ ASEAN 常駐代表(2020年12月末現在)

ブルネイ	Pengiran Hairani Pengiran Tajuddin
カンボジア	Yeap Samnang
インドネシア	Ade Padmo Sarwono
ラオス	Ekkaphab Phanthavong
マレーシア	Kamsiah Kamaruddin
ミャンマー	Aung Myo Myint
フィリピン	Noel Servigon
シンガポール	Kok Li Peng
タイ	Phasporn Sangasubana
ベトナム	Tran Duc Binh

④ 事務局名簿(2020年12月末現在)

事務総長	Lim Jock Hoi *ブルネイ
事務次長	Hoang Anh Tuan(政治安全保障共同体担当) *ベトナム
	Aladdin D. Rillo(経済共同体担当) *フィリピン
	Kung Phoak(社会文化共同体担当) *カンボジア
	Robert Matheus Michael Tene(総務担当) *インドネシア

(注) *は出身国。